

○水質汚濁防止法に基づく一律排水基準

有害物質

項目	基準値 (mg/L)	項目	基準値 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	0.03 以下	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下
シアン化合物	1 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下
有機リン化合物※1	1 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下
鉛及びその化合物	0.1 以下	チウラム	0.06 以下
六価クロム及びその化合物	0.2 以下	シマジン	0.03 以下
砒素及びその化合物	0.1 以下	チオベンカルブ	0.2 以下
総水銀	0.005 以下	ベンゼン	0.1 以下
アルキル水銀	検出されないこと	セレン及びその化合物	0.1 以下
PCB	0.003 以下	ほう素及び その化合物	河川・湖沼 10 以下 海域 230 以下
トリクロロエチレン	0.1 以下	ふっ素及び その化合物	河川・湖沼 8 以下 海域 15 以下
テトラクロロエチレン	0.1 以下	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 以下※2
ジクロロメタン	0.2 以下		
四塩化炭素	0.02 以下		
1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	1,4-ジオキサン	0.5 以下
1,1-ジクロロエチレン	1 以下		
1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下		

※1 パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る

※2 アンモニア性窒素に 0.4 を乗じた値、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

- 1 「検出されないこと」とは、水質汚濁防止法施行規則第 6 条の 2 の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、法施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 3 塩化ビニルモノマー及びトランス 1,2-ジクロロエチレンについては、有害物質として定められているが、排水基準は無い。

一般項目

項目	基準値
pH（水素イオン濃度）	河川及び湖沼 5.8~8.6
	海域 5.0~9.0
BOD（生物化学的酸素要求量）	最大 160mg/L（日間平均 120mg/L）
COD（化学的酸素要求量）	最大 160mg/L（日間平均 120mg/L）
SS（浮遊物質）	最大 200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類 最大 5mg/L
	動植物油脂類 最大 30mg/L
フェノール類含有量	最大 5mg/L
銅含有量	最大 3mg/L
亜鉛含有量	最大 2mg/L
溶解性鉄含有量	最大 10mg/L
溶解性マンガン含有量	最大 10mg/L
クロム含有量	最大 2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	最大 120mg/L（日間平均 60mg/L）
燐含有量	最大 16mg/L（日間平均 8mg/L）

- 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を採掘する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、科学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水野塩素イオン含有量が 9,000mg/L を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。（浜名湖、佐鳴湖）
- 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として、環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。（浜名湖、佐鳴湖、佐久間ダム貯水池、水窪ダム貯水池、都田ダム貯水池）

○水域別上乗せ排水基準

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例により、事業場が設置する特定施設の種類の及び排出水が排出される区域ごとに上乗せ排水基準が適用される。

特定事業場区分		特定施設の種類の（番号）	該当表
鉱業用施設等		1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20,21,22,23,24,25,26,27,28,29,30,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,42,43,44,45,46,47,48,49,50,51,52,53,54,55,56,57,58,59,60,61,62,63,64,65,66,67,68,69,70,71,72,73,74	一表
旅館業用施設等	旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場	66-3,71-2	二表
	飲食業等を行う事業場	66-4,66-5,66-6,66-7,66-8	
	医療業又は清掃業を行う事業場	68-2,71-3	
冷凍調理食品製造業用施設等	冷凍調理食品製造業等を行う事業場	18-2,18-3,21-2,21-3,21-4,23-2,51-2,51-3,63-2,70-2,71-4	
畜房施設等		1-2,74の一部	三表
(対象外)		(上記以外) 38-2,63-3,64-2,66-2,69-2,69-3,71-5,71-6	適用なし

(備考)

- 各表の上乗せ排水基準が適用されない区分については一律排水基準を記載している。
- 一つの特定制業場内に同一の表に係る異種の特定施設が併設され、それぞれ異なる上乗せ排水基準が設定されている場合、一表、三表においてはそのうち最大の、二表においては最小の許容限度のものを適用する。
- 一つの特定制業場内に一表及び二表に係る特定施設が併設されている場合の扱いは次のとおりとする。
 - 鉱業用施設等と旅館業用施設等(71-3を除く)が併設されている場合は、一表と二表のうち許容限度の低い方を適用する。
 - 鉱業用施設等(72を除く)と一般廃棄物処理施設である焼却施設(71-3)が併設されている場合は、一表による。
 - し尿処理施設(72)と一般廃棄物処理施設である焼却施設(71-3)が併設されている場合は、二表による。
 - 鉱業用施設等と冷凍調理食品製造業用施設等に該当する特定施設とが併設されている場合は、一表による。
 - 鉱業用施設等、旅館業用施設等及び冷凍調理食品製造業用施設等が併設されている場合は、一表による。
- 三表を適用する事業場は、畜房施設(1-2)のみを設置する事業場及び畜房施設を設置する畜産農業のみに属している他の事業場から排出される水の処理施設のみを設置する事業場とする。

一表

A 浜名湖水域

設置 年月日	特定事業場の区分	排水量区分 (m³/日)	適用 年月日	有害物質＜最大値＞(mg/L)								一般項目＜最大値＞mg/L () 内平均値							
				カ ド ミ ウ ム	シ ア ン	有 機 燐	六 価 ク ロ ム	砒 素	ふ っ 素		B O D	C O D	S S	フ ェ ノ ール 類	銅	亜 鉛	クロ ム		
									河川 湖沼	海域								河川	海域
S47.7.31 以前	食料品製造業 (乳製品製造業を除く)	800以上	S48.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	15	120 (100)	90 (70)	5	3	2	2				
		50～800			1											0.5			
		50未満																	
	染色整理業	800以上	S48.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	15	30 (20)	40 (30)	5	3	2	0.4				
		300～800			1											0.5	120 (100)	90 (70)	2
		50～300																	
		50未満																	
	し尿処理施設 (他特定施設併設を除く※4) 下水道終末処理施設	800以上	S48.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	15	40 (30)	90 (70)	5	3	2	2				
		50～800			1											0.5			
		50未満																	
	その他のもの	800以上	S48.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	8※1	30 (20)	40 (30)	0.2	1	1	0.4				
		50～800			1							1		2※2	2				
50未満					8※3			15※3	—	—	—	3							
S47.8.1 以降	し尿処理施設 (他特定施設併設を除く※4)	800以上	S47.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	15	20 (15)	50 (40)	5	3	2	2				
		50～800			1											0.5			
		50未満																	
	下水道終末処理施設	800以上	S47.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	15	25 (20)	70 (50)	5	3	2	2				
		50～800			1											0.5			
		50未満																	
	その他のもの	800以上	S47.8.1	0.002	0.2	0.1	0.001	8	8	20 (15)	30 (20)	0.2	1	1	0.4				
		300～800			1							0.5				1	2		
		50～300							8※3	15※3	—				—			—	
		50未満																	
(参考) 一律排水基準				0.03	1	1	0.5	0.1	8	15	160 (120)	200 (150)	5	3	2	2			

※1 砕石業及び砂利採取業は 15
※2 暫定排水基準が適用される業種(金属鉱業、電気めっき業及び以上業種の特定事業場からの排水を受け入れる下水道業)は県条例の排水基準に基づき 3
※3 ほうろう鉄器製造業、うわ薬製造業(ほうろううわ薬を製造するものに限る)、電気めっき業及び旅館業は暫定排水基準が適用される(ほう素等 3 物質暫定排水基準適用業一覧表参照)
※4 鉱業用施設等(1,2-18,19-21,22,23,24-38,39-51,52-63,64,65,66,67,68,69,70,71,72-74)

B 馬込川水域

設置年月日	特定事業所の区分	排水量区分 (m³/日)	適用年月日	一般項目 <最大値> mg/L () 内平均値						
				B O D	S S	銅	亜鉛	クロム		
S48.3.31 以前	下水道処理区域内※1	50以上	S50.10.1	25 (20)	50 (40)	3	2※2	2		
		50未満		—	—		3			
	下水道予定処理区域内	100以上	S51.6.24	160 (120)	200 (150)	3	2※2	2		
		50～100	S49.4.1				—		—	5
		50未満								
	その他	染色整理業	8,000以上	S50.10.1	25 (20)	40 (30)	3	2	2	
			3,000～8,000		40 (30)					
			1,000～3,000	S49.4.1	80 (60)	50 (40)				
			300～1,000		100 (80)	70 (50)				
			50～300		120 (100)	90 (70)				
			50未満		—	—				—
		パルプ・紙 加工品製造業	18,000以上	S50.10.1	25 (20)	40 (30)	3	2	2	
			50～18,000		50 (40)	70 (50)				
			50未満	—	—	—	—	—		
		と畜業	50以上	S49.4.1	80 (60)	90 (70)	3	2	2	
			50未満	—	—	—	—	—	—	
		し尿処理施設 (他特定施設併設を除く) ※6	50以上	S49.4.1	40 (30)	90 (70)	3	2※3	2	
			50未満	—	—	—	—	—	—	
		下水道終末処理施設	5,000以上	S50.10.1	40 (30)	50 (40)	3	2	2	
			50～5,000	S53.4.1						
			50未満	—						—
		その他のもの	100以上	S49.1.1	25 (20)	50 (40)	3	2※2	2	
			50～100		40 (30)	70 (50)		5		
			50未満		—	—				
		下水道処理区域内※1	50以上	S48.4.1	25 (20)	40 (30)	3	2※2	2	
50未満			—		—	3				
染色整理業※4		3,000以上	S48.4.1	25 (20)	40 (30)	3	2	2		
		1,000～3,000		40 (30)						
		50～1,000		80 (60)	50 (40)					
		50未満		—	—				—	—
染色整理業※5		8,000以上	S48.4.1	25 (20)	40 (30)	3	2	2		
		3,000～8,000		40 (30)						
		1,000～3,000		70 (50)	40 (40)					
		50～1,000		90 (70)	70 (50)					
		50未満		—	—				—	—
し尿処理施設 (他特定施設併設を除く) ※6		50以上	S48.4.1	40 (30)	90 (70)	3	2	2		
		50未満	—	—	—	—	—	—		
下水道終末処理施設		50以上	S48.4.1	25 (20)	50 (40)	3	2※3	2		
		50未満	—	—	—	—	—	—		
その他のもの		50以上	S48.4.1	25 (20)	40 (30)	3	2※2	2		
		50未満		—	—		5			
(参考) 一律排水基準				160 (120)	200 (150)	3	2	2		

※1 下水道処理区域内に所在する特定事業所から等が区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。

※2 暫定排水基準が適用される業種は、県条例の排水基準に基づき 3

※3 暫定排水基準が適用される業種は 5

※4 染色整理業に属し、かつ、その設置が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 17 条第 2 項に規定する承認経営基盤強化計画に従って実施される経営基盤強化事業の対象となった特定事業場に係るもの

※5 県から、共同施設資金等の貸付けを受けて、事業協同組合等が設置する特定事業場で、染色整理業のみに属するもの、若しくは、他の特定事業場から排出される水の処理施設を設置するもの、又は、他の特定事業場から排出される水の処理施設を設置する特定事業場

※6 鉱業用施設等 (1.2～18,19～21,22,23,24～38,39～51,52～63,64,65,66,67,68,69,70,71,72～74)

C 天竜川水域

設置 年月日	特定事業場の区分		排水量区分 (m³/日)	適用 年月日	一般項目＜最大値＞mg/L () 内は平均値					
					B O D	S S	鉱 油 類	銅	亜 鉛	クロム
S50.12.31 以前	下水道処理区域内※1		50以上	S55.4.1	25 (20)	50 (40)	5	1	2※2	2
			50未満		—	—	—		3	
	その他	食料品製造業	400以上	S52.1.1	50 (40)	50 (40)	5	3	2	2
			50～400		100 (80)	90 (70)				
			50未満	—	—	—	—	—	—	
			製糸業 染色整理業	4,000以上	S52.1.1	25 (20)	40 (30)	5	3	2
		1,000～4,000		40 (30)						
		300～1,000		100 (80)		70 (50)				
		50～300		120 (100)		90 (70)				
		50未満		—		—	—			
		パルプ・紙加工品 製造業	50以上	S51.1.1	90 (70)	120 (100)	5	3	2	2
			50未満	—	—	—	—	—	—	—
		し尿処理施設 (他特定施設を除く) ※4	50以上	S51.1.1	40 (30)	90 (70)	5	3	2	2
			50未満	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	5,000以上	S51.1.1	15 (10)	30 (20)	3	1	1	1
			2,000～5,000		20 (15)	40 (30)				
			50～2,000		25 (20)	50 (40)	5	3	2※2	
			50未満		—	—	—		5	
S51.1.1 以後	し尿処理施設 (他特定施設を除く) ※4		50以上	S51.1.1	40 (30)	90 (70)	5	3	2	2
			50未満	—	—	—	—	—	—	—
	下水道終末処理施設		50以上	S51.1.1	25 (20)	50 (40)	5	3	2※3	2
			50未満	—	—	—	—	—	—	—
	その他のもの		5,000以上	S51.1.1	15 (10)	30 (20)	3	1	1	1
			2,000～5,000		20 (15)	40 (30)				
			50～2,000		25 (20)	50 (40)	5	3	2※2	
			50未満		—	—	—		5	
(参考) 一律排水基準					160 (120)	200 (150)	5	3	2	2

※1 下水道処理区域内に所在する特定事業場から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。

※2 暫定排水基準が適用される業種は県条例の排水基準に基づき 3

※3 暫定排水基準が適用される業種は 5

※4 鉱業用施設等 (1,2-18,19-21,22,23,24-38,39-51,52-63,64,65,66,67,68,69,70,71,72-74)

二表

A 浜名湖水域

特定事業場の区分①	設置 年月日	特定事業場の区分②	排水量区分 (m³/日)	適用 年月日	一般項目＜最大値＞mg/L () 内平均値					
					B O D	C O D	S S	銅	亜鉛	クロム
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場	S50.11.30 以前	旅館業	50以上	S51.12.1	130 (100)		160 (120)	3	2	2
			50未満	—	—		—	—	—	
		科学技術に関する研究等を行う事業場	50以上	S51.12.1	120 (90)		130 (100)	3	2	2
			50未満		—		—		5	
	S50.12.1 以後	旅館業	50以上	S50.12.1	20 (15)		30 (20)	3	2	2
			50未満	—	—		—	—	—	
		科学技術に関する研究等を行う事業場	50以上	S50.12.1	20 (15)		30 (20)	1	1	2
			50未満		—		—	3	5	
医療業又は清掃業を行う事業場	S55.5.9 以前	全て	50以上	S56.5.10	40 (30)		90 (70)	3	2	2
			50未満		—		—		5	
	S55.5.10 以後	全て	50以上	S55.5.10	20 (15)		50 (40)	1	1	2
			50未満		—		—	3	5	
冷凍調理食品製造業を行う事業場	S59.4.30 以前	冷凍調理食品製造業	50以上	S59.11.1	80 (60)		80 (60)	3	2	2
			50未満	—	—		—	—	—	
		合板製造業	50以上	S59.11.1	80 (60)		70 (50)	3	2	2
			50未満	—	—		—	—	—	
		その他のもの	50以上	S59.11.1	40 (30)		90 (70)	3	2	2
			50未満		—		—		5	
	S59.5.1 以後	全て	50以上	S59.11.1	20 (15)		30 (20)	1	1	2
			50未満		—		—	3	5	
飲食業等を行う事業場	H3.4.30 以前	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業	50以上	H3.11.1	80 (60)		80 (60)	3	2	2
			50未満	—	—		—	—	—	
		その他のもの	50以上	H3.11.1	80 (60)		90 (70)	3	2	2
			50未満	—	—		—	—	—	
	H3.5.1 以後	全て	50以上	H3.5.1	20 (15)		30 (20)	3	2	2
			50未満	—	—		—	—	—	
(参考) 一律排水基準					160 (120)		200 (150)	3	2	2

B 馬込川水域

特定事業場の区分①	設置年月日	区域※ ¹	特定事業場の区分②	排水量の区分 (mg/L)	適用年月日	一般項目＜最大値＞mg/L () 内平均値					
						BOD	SS	銅	亜鉛	クロム	
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場	S50.11.30以前	下水道	全て	50以上	S51.12.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
				50未満		—	—		3		
		その他	科学技術に関する研究等を行う事業場	50以上	S51.12.1	120 (90)	130 (100)	3	2		
				50未満		—	—		5		
	S50.12.1以後	下水道	全て	50以上	S50.12.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
				50未満		—	—		3		
		その他	旅館業	50以上	S50.12.1	40 (30)	90 (70)	3	2	2	
				50未満		—	—		—		—
			科学技術に関する研究等を行う事業場	50以上	S50.12.1	25 (20)	50 (40)	1	2	2	
				50未満		—	—		3		5
医療業又は清掃業を行う事業場	S55.5.9以前	下水道	全て	50以上	S56.5.10	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
				50未満		—	—		3		
		その他	全て	50以上	S56.5.10	40 (30)	90 (70)	3	2	2	
				50未満		—	—		5		
	S55.5.10以後	下水道	全て	50以上	S55.5.10	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
				50未満		—	—		3		
		その他	全て	50以上	S55.5.10	40 (30)	90 (70)	1	2	2	
				50未満		—	—		3		5
	冷凍調理食品製造業等を行う事業場	S59.4.30以前	下水道	全て	50以上	S59.11.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
					50未満		—	—		3	
その他			冷凍調理食品製造業	50以上	S59.11.1	80 (60)	80 (60)	3	2	2	
				50未満		—	—		—		—
			合板製造業	50以上	S59.11.1	80 (60)	70 (50)	3	2	2	
				50未満		—	—		—		—
			その他のもの	50以上	S59.11.1	40 (30)	90 (70)	3	2	2	
				50未満		—	—		5		
S59.5.1以後		下水道	全て	50以上	S59.5.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
				50未満		—	—		3		
		その他	全て	50以上	S59.5.1	25 (20)	50 (40)	1	2	2	
				50未満		—	—		3		—
飲食業等を行う事業場	H3.4.30以前	下水道	全て	50以上	H3.11.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
				50未満		—	—		—		—
		その他	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業	50以上	H3.11.1	80 (60)	80 (60)	3	2	2	
				50未満		—	—		—		—
			その他のもの	50以上	H3.11.1	80 (60)	90 (70)	3	2	2	
				50未満		—	—		—		—
	H3.5.1以後	下水道	全て	50以上	H3.5.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
				50未満		—	—		—		—
		その他	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業	50以上	H3.5.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2	
				50未満		—	—		—		—
			その他のもの	50以上	H3.5.1	40 (30)	90 (70)	3	2	2	
				50未満		—	—		—		—
(参考) 一律排水基準						160 (120)	200 (150)	3	2	2	

※1 下水道処理区域内に所在する特定事業場から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。

C 天竜川水域

特定事業場の区分①	設置年月日	区域※1	特定事業場の区分②	排水量区分 (m³/日)	適用年月日	一般項目<最大値>mg/L () 内平均値				
						BOD	SS	銅	亜鉛	クロム
旅館業又は科学技術に関する研究等を行う事業場	S50.12.31以前	下水道	全て	50以上	S55.4.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
				50未満		—	—		3	
		その他	科学技術に関する研究等を行う事業場	50以上	S52.1.1	120 (90)	130 (100)	3	2	2
				50未満		—	—		5	
	S51.1.1以後	下水道	全て	50以上	S51.1.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
				50未満		—	—		3	
		その他	旅館業	50以上	S51.1.1	40 (30)	90 (70)	3	2	2
				50未満		—	—		—	
			科学技術に関する研究等を行う事業場	50以上	S51.1.1	25 (20)	50 (40)	1	2	2
				50未満		—	—		3	
医療業又は清掃業を行う事業場	S55.5.9以前	下水道	全て	50以上	S56.5.10	25 (20)	50 (40)	3	2	2
				50未満		—	—		3	
		その他	全て	50以上	S56.5.10	40 (30)	90 (70)	3	2	2
				50未満		—	—		5	
	S55.5.10以後	下水道	全て	50以上	S55.5.10	25 (20)	50 (40)	3	2	2
				50未満		—	—		3	
		その他	全て	50以上	S55.5.10	40 (30)	90 (70)	1	2	2
				50未満		—	—		3	
冷凍調理食品製造業等を行う事業場	S59.4.30以前	下水道	全て	50以上	S59.11.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
				50未満		—	—		3	
		その他	冷凍調理食品製造業	50以上	S59.11.1	80 (60)	80 (60)	3	2	2
				50未満		—	—		—	
			合板製造業	50以上	S59.11.1	80 (60)	70 (50)	3	2	2
				50未満		—	—		—	
			その他のもの	50以上	S59.11.1	40 (30)	90 (70)	3	2	2
				50未満		—	—		5	
	S59.5.1以後	下水道	全て	50以上	S59.5.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
				50未満		—	—		3	
		その他	全て	50以上	S59.5.1	25 (20)	50 (40)	1	2	2
				50未満		—	—		3	
飲食業等を行う事業場	H3.4.30以前	下水道	全て	50以上	H3.11.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
				50未満		—	—		—	
		その他	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業	50以上	H3.11.1	80 (60)	80 (60)	3	2	2
				50未満		—	—		—	
			その他のもの	50以上	H3.11.1	80 (60)	90 (70)	3	2	2
				50未満		—	—		—	
	H3.5.1以後	下水道	全て	50以上	H3.5.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
				50未満		—	—		—	
		その他	共同調理場、弁当仕出屋又は弁当製造業	50以上	H3.5.1	25 (20)	50 (40)	3	2	2
				50未満		—	—		—	
その他	その他のもの	50以上	H3.5.1	40 (30)	90 (70)	3	2	2		
		50未満		—	—		—		—	
(参考) 一律排水基準						160 (120)	200 (150)	3	2	2

※1 下水道処理区域内に所在する特定事業場から当該区域外の水域に排出される水は、当該区域内の水域に排出される排水とみなす。

三表

全水域

設置 年月日	特定事業場	排水量 (m³/日)	適用 年月日	一般項目＜最大値＞（）内平均値		
				B O D	C O D	S S
				河川	海域・湖沼	
S50.7.31 以前	畜房施設のみを設置する特定事業場及び畜房施設を 設置する畜産農業のみに属している他の事業場から 排出される水の処理施設のみを設置する事業場	300以上	S51.8.1	130（100）		160（120）
		50～300	S48.10.1	160（120）		200（150）
		7.5～50	S52.8.1	250（180）		300（220）
		7.5未満	—	—		—
S50.8.1 以後	畜房施設のみを設置する特定事業場	300以上	S50.8.1	110（80）		130（100）
		50～300		130（100）		160（120）
		7.5～50		160（120）		200（150）
		7.5未満		—		—
	畜房施設を設置する畜産農業のみに 属している他の事業場から排出される 水の処理施設のみを設置する事業場	50以上	S50.8.1	130（100）		160（120）
		7.5～50				
		7.5未満		—		—
（参考）一律排水基準				160（120）		200（150）

○暫定排水基準

A ほう素等 3 物質暫定排水基準適用業一覧表

＜令和 4 年 5 月 17 日環境省令第 17 号 附則別表＞
適用期間：令和 4 年 7 月 1 日～令和 7 年 6 月 30 日

有害物質の 種類	番号	業 種	許容限度 (mg/L)
ほう素及び その化合物	1	ほうろう鉄器製造業	40
	2	電気めつき業	30
	3	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条の二第一項に規定する特定事業場を言う。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	40
	4	金属鉱業	100
	5	旅館業（温泉を利用するものに限る。）	500
ふっ素及び その化合物	9	ほうろう鉄器製造業	12
	11	電気めつき業（一日当たりの平均的な排水水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水水を排出するものに限る。）	15
	12	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水水の量が五〇立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水水を排出するものに限る。）	15
	13	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって一日当たりの平均的な排水水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30
	14	電気めつき業（一日当たりの平均的な排水水の量が五〇立方メートル未満であるものに限る。）	40
	15	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水水の量が五〇立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）	16	下水道業（下水道法施行令（昭和三四年政令第百四十七号）第二十四条の二第一項第一号に定める特定公共下水道に係るものであり、かつ、モリブデン化合物製造業又はジルコニウム化合物製造業に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れているものに限る。）	一般排水基準 へ移行
	17	酸化コバルト製造業	一般排水基準 へ移行
	18	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第一号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。）	300
	19	畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	400
	20	畜産農業（上記以外）	一般排水基準 へ移行
	21	ジルコニウム化合物製造業	350
	22	モリブデン化合物製造業	1,300
	23	バナジウム化合物製造業	1,650
	24	貴金属製造・再生業	2,800
備考			
1 この表の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場が同時に他の業種その他の区分に属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりその業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。			
2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えるものをいう。 $\sum C_i \cdot Q_i / Q$ この式において、 C_i 、 Q_i 及び Q は、それぞれ次の値を表すものとする。 C_i ：当該下水道終末処理施設を設置している特定事業場（以下2において「当該下水道」という。）に水を排出する旅館業に属する特定事業場ごとに、当該特定事業場から当該下水道に排出される水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム） Q_i ：当該特定事業場から当該下水道に排出される水の通常量（単位 一日につき立方メートル） Q ：当該下水道から排出される排水水の通常量（単位 一日につき立方メートル）			

B 窒素含有量等暫定排水基準適用業一覧表

<令和 5 年環境省令第 14 号 附則別表>

適用期間：令和 5 年 10 月 1 日～令和 10 年 9 月 30 日

項目	業 種	許容限度 (mg/L)
窒素含有量	天然ガス鉱業	160 (日間平均150)
	畜産農業 (豚房施設に限る。)	130 (日間平均110)
	酸化コバルト製造業	200 (日間平均100)
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4,100 (日間平均3,100)
燐含有量	畜産農業 (豚房施設に限る。)	22 (日間平均18)
備考		
1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。		
2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。		
3 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域 (浜名湖水域) 及びこれらに流入する公共用水域 (佐鳴湖及びこれに流入する公共用水域を除く。) に排出される排出水に限って適用する。		
4 この表に掲げる燐含有量についての排水基準は、燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域 (浜名湖水域) 及びこれらに流入する公共用水域 (佐鳴湖及びこれに流入する公共用水域を除く。) に排出される排出水に限って適用する。		
5 この表の左欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、省令別表第二又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。		
6 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、省令別表第二又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、5の規定を準用する。		

C 亜鉛暫定排水基準適用業一覧表

<令和 6 年環境省令第 29 号>

適用期間：令和 6 年 12 月 11 日～令和 11 年 12 月 10 日

項目	業種	暫定基準(mg/L)
亜鉛	電気めっき業	4※

※暫定基準より上乗せ排水基準が厳しい場合、上乗せ排水基準が適用される。適用される基準値は、水域別上乗せ排水基準を参照すること。